

## 自殺総合対策大綱における施策の実施状況

### 目 次

1	自殺の実態を明らかにする取組	1
2	国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組	2
3	早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する取組	4
4	心の健康づくりを進める取組	7
5	適切な精神科医療を受けられるようにする取組	10
6	社会的な取組で自殺を防ぐ取組	11
7	自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組	17
8	遺された人への支援を充実する取組	17
9	民間団体との連携を強化する取組	18

自殺総合対策大綱の 項目	担当省庁	実施状況	
		平成 24 年度の実施状況	平成 25 年度の実施状況及び実施予定
1 自殺の実態を明らかにする取組			
(1) 実態解明のための 調査の実施	内閣府		マスメディアにおける自主的な取組に資するよう、自殺報道の影響や諸外国の取組等に関する調査研究を実施予定。
	厚生労働省	厚生労働科学研究費補助金「障害者対策総合研究事業」において、「自殺の原因分析に基づく効果的な自殺防止対策の確立に関する研究」等を実施。	厚生労働科学研究費補助金「障害者対策総合研究事業」による「自殺総合対策大綱に関する自殺の要因分析や支援方法等に関する研究」等を実施。
(2) 情報提供等の充 実	内閣府	「地域における自殺対策取組事例集」の作成・公表を実施（平成 24 年 5 月）。	「地域における自殺対策取組事例集」を作成・公表を実施。
	厚生労働省	自殺予防総合対策センターの Web サイト「いきる」で、自殺の現状、国・地方自治体の自殺対策、WHO や海外での取り組み等について紹介。	引き続き、自殺予防総合対策センターの Web サイト「いきる」で、自殺の現状、国・地方自治体の自殺対策、WHO や海外での取り組み等について紹介。ブックレットシリーズ、パンフレットも刊行準備を進める。
(3) 自殺未遂者、遺 族等の実態及び支 援方策についての調 査の推進	厚生労働省	厚生労働科学研究費補助金「障害者対策総合研究事業」において、「自殺の原因分析に基づく効果的な自殺防止対策の確立に関する研究」の中で、自殺未遂者等の調査研究を実施。	厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）「自殺総合対策大綱に関する自殺の要因分析や支援方法等に関する研究において、自殺未遂者等の調査研究を実施。
(4) 児童生徒の自殺 予防等についての調 査の推進	文部科学省	「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」を開催し、我が国における児童生徒に対する自殺予防教育の在り方に関する検討を実施。	平成 24 年度の調査研究の結果を踏まえ、引き続き、「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」を開催。
(5) うつ病等の精神 疾患の病態解明及び 診断・治療技術の開 発	厚生労働省	厚生労働科学研究補助金「障害者対策総合研究事業」の中で、「うつ病の最適治療ストラテジーを確立するための大規模多施設共同研究」、「うつ病患者に対する復職支援体制の確立」等の研究を実施。	厚生労働科学研究補助金「障害者対策総合研究事業」において、「うつ病の最適治療ストラテジーを確立するための大規模多施設共同研究」、「うつ病患者に対する復職支援体制の確立」等を実施。
(6) 既存資料の利活 用の推進	内閣府	○毎月、都道府県別及び市区町村別（自殺者の生前の住居地及び発見地）等の自殺統計データについて警察庁から提供を受け、「地域における自殺の基礎資料」の作成・公表を実施。 ○東日本大震災に関連する自殺者に係るデータについて警察庁から提供を受け、「東日本大震災関連特別集計」の公表を実施。	○引き続き、毎月の「地域における自殺の基礎資料」の作成・公表を行うとともに、「東日本大震災関連特別集計」の公表を実施。 また、「平成 25 年中における自殺の状況」を公表する予定。 ○自殺統計について、関係省庁及び地方公共団体からの要望により、特別集計を実施。

自殺総合対策大綱の項目	担当省庁	実施状況	
		平成 24 年度の取組状況	平成 25 年度の取組状況及び実施予定
		○平成 25 年 2 月に警察庁から提供を受けた 24 年中の確定値データを基に、25 年 3 月に「平成 24 年中における自殺の状況」を作成、警察庁と共同で公表を実施。	
	厚生労働省	○自殺予防総合対策センターにおいて、自殺対策に活用できるよう、人口動態統計に基づく地域ごとの自殺死亡統計の分析を実施。 ○「自殺対策のための自殺死亡の地域統計 ビジュアルライズ版」及び「自殺の要因分析」を刊行・公表(平成 25 年 1 月)。	自殺予防総合対策センターにおいて、自殺対策に活用できるよう、人口動態統計に基づく地域ごとの自殺死亡統計の分析を引き続き実施予定。
	警察庁	○毎月の自殺者数(総数、男女別及び都道府県別)を速報値・暫定値として公表。 ○毎月の自殺統計原票データ(暫定値)を内閣府へ提供。 ○平成 23 年 6 月から提供している東日本大震災に関連する自殺者に係るデータを引き続き内閣府へ提供。 ○平成 24 年中の自殺統計原票データ(暫定値)を内閣府へ提供(平成 25 年 2 月)。 ○「平成 24 年中における自殺の状況」を内閣府と共同で公表(平成 25 年 3 月)。	○毎月の自殺者数(総数、男女別及び都道府県別)を速報値・暫定値として公表。 ○自殺統計原票データを内閣府へ提供。 ○東日本大震災に関連する自殺者に係るデータを内閣府へ提供。
<b>2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組</b>			
(1) 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施	内閣府	○平成 24 年度自殺予防週間(9 月 10 日～16 日)において、①関係省庁、地方自治体等に啓発事業の実施を呼びかけ。②全国の相談窓口を検索できるウェブサイトを開設。 ○平成 24 年度自殺対策強化月間(平成 25 年 3 月)において、①関係省庁、地方自治体等に啓発事業の実施を呼びかけ。②テレビ・新聞・インターネット・鉄道広告等の様々な媒体で啓発活動を実施。③ゲートキーパー研修用のテキストと DVD について、新たに専門家編(窓口職員・住民編、児童委員編、訪問介護職員編、民生委員編、保健師編)を追加作成し、ホームページ上に掲載	「自殺予防週間」及び「自殺対策強化月間」において、関係省庁、地方公共団体等に啓発事業の実施を呼びかける予定。

自殺総合対策大綱の項目	担当省庁	実施状況	
		平成 24 年度の取組状況	平成 25 年度の取組状況及び実施予定
(2) 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施	内閣府	○ 青少年の健全なインターネット利用を促進するため、保護者向け広報資料を作成・公開(平成 25 年 3 月)。	○ 青少年の健全なインターネット利用を促進するため、広報資料の配布等を通じて、啓発活動を実施予定。
	総務省	○総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子どもたちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、保護者・教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座を実施。 ○放送分野における青少年のメディアリテラシー向上を目的として小・中学生及び高校生向けに開発した教材を教育関係者に貸し出したほか、総務省 Web サイトの「放送分野におけるメディアリテラシー」のページに小・中学校教員を対象とした授業実践パッケージを掲載。 ○インターネットや携帯電話等の分野においては、ICT メディアリテラシーの育成を目的として開発したプログラム等を公開。	○総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子どもたちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、保護者・教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座を実施予定。 ○前年度に引き続き、放送分野における青少年のメディアリテラシー向上のため、教育関係者への教材の貸し出しや総務省 Web サイトへの授業実践パッケージの掲載を実施。また、上記取組について周知するため、保護者や教育関係者向けの広報資料を作成・配布。 ○前年度に引き続き、インターネットや携帯電話等の分野においては、ICT メディアリテラシーの育成を目的として開発したプログラム等を公開。
	文部科学省	○生命を尊重する心を育む道德教育を推進する観点から、道德教育総合支援事業を実施。 ○児童生徒の心と体を守る啓発教材の配布。(小学校 9 月、中・高等学校 2 月) ○児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議において、児童生徒を直接対象とする自殺予防教育の在り方について審議。 ○総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子どもたちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座を実施。 ○インターネット上の有害情報等から青少年を守るため、保護者と青少年に直接働きかける啓発と教育活動を総合的に推進。	○生命を尊重する心を育む道德教育を推進する観点から、道德教育総合支援事業を引き続き実施。 ○児童生徒の心と体を守る啓発教材を配布予定。 ○引き続き、児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議において、児童生徒を直接対象とする自殺予防教育の在り方について審議するとともに、各自自治体における運用状況等を踏まえ、背景調査の在り方について、必要な見直しを検討している。 ○「いじめ対策等総合推進事業」の一環として、児童生徒の困難・ストレスへの対処方法等を身につけさせるため、スクールカウンセラー等を活用した教育プログラムの実施を支援するとともに、児童生徒の健全育成を目的として行う小・中・高等学校の体験活動の取組を支援する。 ○総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子どもたちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座を実施。

自殺総合対策大綱の項目	担当省庁	実施状況	
		平成 24 年度の取組状況	平成 25 年度の取組状況及び実施予定
			○引き続き、インターネット上の有害情報等から青少年を守るため、保護者と青少年に直接働きかける啓発と教育活動を総合的に推進する。
(3) うつ病についての普及啓発の推進	厚生労働省	○精神保健福祉に関する正しい知識を普及するため「精神保健福祉全国大会」を開催。	○精神保健福祉に関する正しい知識を普及するため「精神保健福祉全国大会」を開催予定。
(4) 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及	内閣府	平成 24 年度の「自殺予防週間」(平成 24 年 9 月 10 日～16 日) 及び「自殺対策強化月間」(平成 25 年 3 月) において、インターネットを活用した啓発事業を実施。	「自殺予防週間」(平成 25 年 9 月 10 日～16 日) 及び「自殺対策強化月間」(平成 26 年 3 月) において、インターネットを活用した啓発事業を実施予定。
	法務省	○「性的指向を理由とする差別をなくそう」及び「性同一性障害を理由とする差別をなくそう」を啓発活動の年間強調事項として掲げ、1 年を通して全国各地で、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施 ○東京都港区において、人権シンポジウム「性の多様性を考える～性的指向と性同一性障害～」を開催(平成 24 年 10 月 28 日)	「性的指向を理由とする差別をなくそう」及び「性同一性障害を理由とする差別をなくそう」を啓発活動の年間強調事項として掲げ、1 年を通して全国各地で、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施
	厚生労働省	○24 時間 365 日、全国からつながる電話相談窓口を設置し、被災地を始めとして、生きにくさ、暮らしにくさを抱える人々からの相談を受け、具体的な解決につなげるための寄り添い支援を行う相談支援事業を実施。 ○精神医療従事者に対する研修の中で、性同一性障害に関する講習を実施。	○24 時間 365 日、全国からつながる電話相談窓口を設置し、被災地を始めとして、生きにくさ、暮らしにくさを抱える人々からの相談を受け、具体的な解決につなげるための寄り添い支援を行う相談支援事業を実施。 ○精神医療従事者に対する研修の中で、性同一性障害に関する講習を実施予定。
<b>3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する取組</b>			
(1) かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上	厚生労働省	○精神科を専門としない医師等に対し、うつ病診断能力の向上を目的に「かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業」を実施。	○精神科を専門としない医師等に対し、うつ病診断能力の向上を目的に「かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業」を実施。
(2) 教職員に対する普及啓発等の実施	文部科学省	○「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」において取りまとめられた「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」マニュアルや、「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」について各会議等を通じて教育委員会・学校等に周知。	○引き続き、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」マニュアルや、「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」について各会議等を通じて教育委員会・学校等に周知。

自殺総合対策大綱の 項目	担当省庁	実施状況	
		平成 24 年度の取組状況	平成 25 年度の取組状況及び実施予定
		<p>○各教育委員会等の生徒指導担当者や、校長・教頭等の管理職を対象に、全国4ブロック（東京、大阪、仙台、福岡）で児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会を開催。</p> <p>○独立行政法人日本学生支援機構において学生相談等に関わる大学等の教職員等を対象とした「学生相談・メンタルヘルス研修会」（東京・大阪）を実施し、大学生等の自殺予防に関する研修を行い、正しい知識の修得と理解を図った。</p> <p>○独立行政法人日本学生支援機構において理事・副学長等の執行部教職員、学生支援に携わる教員及び幹部職員を対象とした「学生生活にかかるリスクの把握と対応に関するセミナー」を実施し、自殺等に関連する取組に焦点を当て、講演、事例紹介及び意見交換を行い各大学等の取組を図った。</p> <p>○各地区における国立大学学生関係副学長・部課長会議や学生関係部課長等を対象とした学生指導研修会において、学生の自殺防止に対する指導の充実・徹底の周知を図った。</p>	<p>○各教育委員会等の生徒指導担当者や、校長・教頭等の管理職を対象に、全国各ブロックで児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会を開催予定。</p> <p>○独立行政法人日本学生支援機構において学生相談等に関わる大学等の教職員等を対象とした学生相談・メンタルヘルス研修会（東京・大阪）を実施し、大学生等の自殺予防に関する研修を行い、正しい知識の修得と理解を図る。</p> <p>○各地区における国立大学学生関係副学長・部課長会議や学生関係部課長等を対象とした学生指導研修会において、学生の自殺防止に対する指導の充実・徹底の周知を図る。</p> <p>○各教育委員会の生徒指導や人権教育の担当者が出席する会議において、性同一性障害に関する資料を配布するなどして周知を図る。</p>
(3) 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上	厚生労働省	<p>○自殺予防総合対策センターにおいて自治体・精神保健福祉センター職員等を対象とした自殺対策企画研修、精神保健医療研修を実施。また各地の研修に講師協力。</p> <p>○職場のメンタルヘルス対策を含めた産業保健活動を推進するため、全国の産業保健推進センター等において産業保健スタッフ等に対する研修等を実施。</p>	<p>○自殺予防総合対策センターにおいて自治体・精神保健福祉センター職員等を対象とした自殺対策企画研修、精神保健医療研修を実施予定。また各地の研修に講師協力の予定。</p> <p>○引き続き、全国の産業保健推進センター等において産業保健スタッフ等に対する研修等を実施。</p>
(4) 介護支援専門員等に対する研修の実施	厚生労働省	<p>介護支援専門員の資質向上を図るための研修事業を実施。</p>	<p>介護支援専門員の資質向上を図るための研修事業を実施予定。</p>

自殺総合対策大綱の項目	担当省庁	実施状況	
		平成 24 年度の取組状況	平成 25 年度の取組状況及び実施予定
(5) 民生委員・児童委員等への研修の実施	厚生労働省	各都道府県、政令指定都市、中核市が実施した、 ①単位民生委員・児童委員協議会会長に必要な指導力を修得させるための研修 ②中堅の民生委員・児童委員に必要な活動力を修得させるための研修 ③新任の民生委員・児童委員に必要な基礎的知識及び技術を修得させるための研修 等を支援するため「民生委員・児童委員研修事業」を実施。	各都道府県、政令指定都市、中核市が実施する、 ①単位民生委員・児童委員協議会会長に必要な指導力を修得させるための研修 ②中堅の民生委員・児童委員に必要な活動力を修得させるための研修 ③新任の民生委員・児童委員に必要な基礎的知識及び技術を修得させるための研修 等を支援するため「民生委員・児童委員研修事業」を実施する予定。
(6) 連携調整を担う人材の養成の充実	内閣府		ゲートキーパーの連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材（コーディネーター）の養成を行うため、教材の作成や地方自治体の職員等向けの研修を実施予定。
	厚生労働省	自殺予防総合対策センターにおいて、自治体・精神保健福祉センター職員を対象とした「自殺総合対策企画研修」を実施、また各地の研修に講師協力。	自殺予防総合対策センターにおいて、自治体・精神保健福祉センター職員を対象とした「自殺総合対策企画研修」を実施、また各地の研修に講師協力。
(7) 社会的要因に関連する相談員の資質の向上	金融庁	○心の問題・心のケアへの対応を含めた相談対応の重要性を掲げた「多重債務者相談の手引き」を普及させるため、自治体の職員及び相談員等を対象とした研修会を実施。 ○金融サービス利用者相談室の相談員に対して、映像（内閣府作成のゲートキーパー養成研修用 DVD）及びテキストを利用した研修を行い、多重債務相談者に対応する際の相談員の資質向上に努めた。	○自治体の相談員等の資質の向上を図るため、引き続き、「多重債務者相談の手引き」の普及等に係る研修等を実施予定。 ○引き続き、金融サービス利用者相談室の相談員に対して、映像（内閣府作成のゲートキーパー養成研修用 DVD）及びテキストを利用した研修を実施予定。
	消費者庁	○各都道府県に造成されている「地方消費者行政活性化基金」を通じ、地方公共団体が実施する取組への支援を実施。 ○独立行政法人国民生活センターにおいて、地方公共団体の消費生活相談員に対し、多重債務問題に関する研修などの支援を実施。	○引き続き、各都道府県に造成されている「地方消費者行政活性化基金」を通じ、地方公共団体が実施する取組への支援を実施予定。 ○引き続き、独立行政法人国民生活センターにおいて、地方公共団体の消費生活相談員に対し、多重債務問題に関する研修などの支援を実施予定。
	厚生労働省	厚生労働省職員研修において、メンタルヘルスに関する講習を実施。	25 年度も引き続き実施。

自殺総合対策大綱の項目	担当省庁	実施状況	
		平成 24 年度の取組状況	平成 25 年度の取組状況及び実施予定
(8) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上	警察庁	警察職員が自殺者、自殺者遺族、自殺未遂者等に関係する業務に従事する場合には、自殺者の名誉や自殺者遺族、自殺未遂者等の心情等を不当に傷つけることのないよう、適切な遺族等への対応を実施。	警察職員が自殺者、自殺者遺族、自殺未遂者等に関係する業務に従事する場合には、自殺者の名誉や自殺者遺族、自殺未遂者等の心情等を不当に傷つけることのないよう、適切な遺族等への対応を引き続き実施予定。
	総務省	消防職員が遺族等に対して適切な対応を図れるよう、各消防本部や各消防学校での教養訓練を通じて、消防職員の資質の向上を推進。	引き続き、消防職員が遺族等に対して適切な対応を図れるよう、各消防本部や各消防学校での教養訓練を通じて、消防職員の資質の向上を推進。
(9) 研修資料の開発等	厚生労働省	自殺予防総合対策センターにおいて実施する自殺総合対策企画研修、精神科医療従事者自殺予防研修、心理職自殺予防研修等に用いる研修資料を開発。	自殺予防総合対策センターにおいて実施する自殺総合対策企画研修、精神科医療従事者自殺予防研修、心理職自殺予防研修等に用いる研修資料を開発。
(10) 自殺対策従事者への心のケアの推進	厚生労働省	自殺予防総合対策センターにおいて実施する研修のカリキュラムの中に、自殺対策従事者の心の健康を維持するための対応方法についての内容を盛り込んだ。	自殺予防総合対策センターにおいて実施する研修のカリキュラムの中に、自殺対策従事者の心の健康を維持するための対応方法についての内容を盛り込む。
(11) 様々な分野でのゲートキーパーの養成の促進	内閣府	○「自殺対策強化月間」において、ゲートキーパーとしての役割が期待される団体等に対して、協力の呼びかけを実施。 ○ゲートキーパー研修用のテキストと DVD について、新たに専門家編(窓口職員・住民編、児童委員編、訪問介護職員編、民生委員編、保健師編)を追加作成し、ホームページ上に掲載	「自殺対策強化月間」において、ゲートキーパーとしての役割が期待される団体等に対して、協力の呼びかけを実施予定。
<b>4 心の健康づくりを進める取組</b>			
(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進	厚生労働省	○メンタルヘルス対策などを内容とする「労働安全衛生法の一部を改正する法律案(平成 23 年 12 月に国会へ提出)」が継続審議になっていたものの、平成 24 年 11 月の衆議院解散に伴い、廃案となった。 ○都道府県労働局・労働基準監督署による事業場及び業界団体等に対する指導を実施。 ○全国のメンタルヘルス対策支援センターによるメンタルヘルス対策の総合的な支援を実施。	○廃案となった、メンタルヘルス対策などを内容とする「労働安全衛生法の一部を改正する法律案」について、早期の国会提出を目指し、安全衛生分科会で議論を行っており、年末までに一定の結論を得る予定。 ○引き続き、都道府県労働局・労働基準監督署による事業場及び業界団体等に対する指導を実施。平成 25 年 9 月を「過重労働重点監督月間」として、長時間労働の抑制に向けた集中的な監督指導等を実施。



自殺総合対策大綱の項目	担当省庁	実施状況	
		平成 24 年度の取組状況	平成 25 年度の取組状況及び実施予定
		<p>○働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」においてメンタルヘルスに関する情報提供やメール相談を実施。</p> <p>○メンタルヘルス不調を自覚する小規模事業場の労働者に対し、医師又は保健師が相談や指導を実施。</p> <p>○地域・職域連携推進協議会において地域保健と職域保健が連携して、地域の実情に応じたメンタルヘルス対策推進のための事業を実施。</p> <p>○事業主に対して実効あるセクシュアルハラスメント対策を講じるよう、周知啓発、指導を実施。</p> <p>○ポータルサイト「あかるい職場応援団」を開設し、職場のパワーハラスメント対策に取り組んでいる企業を紹介する等、予防・解決に向けた周知・広報を実施。</p>	<p>○引き続き、全国のメンタルヘルス対策支援センターによるメンタルヘルス対策の総合的な支援を実施。</p> <p>○引き続き、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」においてメンタルヘルスに関する情報提供を実施。</p> <p>○引き続き、メンタルヘルス不調を自覚する小規模事業場の労働者に対し、医師又は保健師が相談や指導を実施。</p> <p>○地域・職域連携推進協議会において地域保健と職域保健が連携して、地域の実情に応じたメンタルヘルス対策推進のための事業を実施。</p> <p>○事業主に対して実効あるセクシュアルハラスメント対策を講じるよう、周知啓発、指導を実施予定。</p> <p>○引き続き、職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた周知・広報を推進するとともに、労使の取組を支援する参考資料の作成、セミナーの開催を予定。</p>
(2) 地域における心の健康づくり推進体制の整備	厚生労働省	<p>自殺予防総合対策センターにおいて、</p> <p>①自治体・精神保健福祉センター職員を対象とした自殺対策企画研修及び、自殺予防と遺族支援に取り組む法律家の支援のための精神保健医療サービス利用の手引きを作成協力。</p> <p>②全国精神保健福祉センター長会の協力を得て、自殺対策研究協議会を開催。</p> <p>③ホームレスを含む困窮者支援と心の健康対策の連携に取り組んだ。</p> <p>④関係機関相互間における連携体制の構築を図り、円滑な連携を図ることを目的として、平成 18 年から全国レベルでの「自殺対策ネットワーク協議会」を開催し関係機関における連携体制を推進。</p>	<p>自殺予防総合対策センターにおいて、</p> <p>①自治体・精神保健福祉センター職員を対象とした自殺対策企画研修及び、自殺予防と遺族支援に取り組む法律家の支援のための精神保健医療サービス利用の手引きを作成。</p> <p>②全国精神保健福祉センター長会の協力を得て開催してきた、自殺対策研究協議会を「科学的根拠に基づく自殺予防総合対策推進コンソーシアム準備会」に発展させ、地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策の普及に貢献していく。</p> <p>③ホームレスを含む困窮者支援と心の健康対策の連携に取り組む。</p> <p>④関係機関相互間における連携体制の構築を図り、円滑な連携を図ることを目的として、平成 18 年から全国レベルでの「自殺対策ネットワーク協議会」を開催し、関係機関における連携体制を推進。</p>

自殺総合対策大綱の項目	担当省庁	実施状況	
		平成 24 年度の取組状況	平成 25 年度の取組状況及び実施予定
	農林水産省	<p>○食を始めとする豊かな地域資源を活かし、集落ぐるみの都市農村交流等を促進するとともに、高齢者見守り等の生活条件の確保に必要な取組など集落ぐるみの多様な取組の支援を実施。</p> <p>○仮設住宅入居者等が利用できる農園において、農村高齢者による技術指導の下で被災者の農作業を通じた心身のケアを行う取組の支援を実施。</p> <p>○農村地域の高齢者、女性等の活動促進のための、高齢者等地域住民活動・生活支援促進施設等の整備への支援を実施。</p>	<p>○農山漁村のコミュニティの維持、再生のため、「農」を活用した医療・福祉の取組や、豊かな自然や「食」を観光、教育等に活用する地域の取組等への支援を実施予定。</p> <p>○高齢者の生きがい発揮のため、「農」を楽しめる暮らしづくりに必要な施設の整備等への支援を実施予定。</p> <p>○農村地域の高齢者、女性等のコミュニティ活動促進のため、地域住民活動支援促進施設等の整備への支援を実施予定。</p> <p>○山村地域の高齢者の生きがい発揮のため、特用林産物（森林から生産される産物のうち、木材以外のきのこ類、木炭、竹などの総称）の生産基盤の整備等の生産環境づくりへの支援を実施予定。</p>
	国土交通省	地域住民が集い、憩うことのできる環境の形成を図るため、歩いていける身近な都市公園の整備等を推進。	引き続き、歩いていける身近な都市公園の整備等を推進。
	文部科学省		公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラムにより、地域における心の健康づくりも含め、地域の実情に応じた公民館等の社会教育施設における取組を支援する。
(3) 学校における心の健康づくり推進体制の整備	文部科学省	<p>○全国養護教諭研究大会を開催。(平成 24 年 8 月 9, 10 日)</p> <p>○非常災害時の子どもの心のケアに関する調査の実施。(平成 24 年 5 月)</p> <p>○子どもの心のケアシンポジウムの開催。(平成 24 年 8 月 31 日, 11 月 28 日)</p> <p>○公立学校等における労働安全衛生法に基づく体制の整備状況を把握するため、「公立学校等における労働安全衛生管理体制整備に関する調査」を実施し、通知を发出。</p> <p>○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、「子どもと親の相談員」の配置に係る経費を補助することにより、学校における教育相談体制を充実。</p>	<p>○全国養護教諭研究大会を開催。</p> <p>○心のケアに関する教師用指導参考資料を作成予定。</p> <p>○子どもの心のケアシンポジウムを開催予定。</p> <p>○全国 6 か所において子どもの心のケア対策研修会を開催予定。</p> <p>○引き続き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、「生徒指導推進協力員・学校相談員」の配置に係る経費を補助することにより、学校における教育相談体制を充実する。</p>